

○千葉県医師修学資金貸付条例（平成20年10月21日条例第45号）

千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日
条例第四十五号

改正 平成二一年 三月 六日 条例第一八号 平成二二年 三月 二六日 条例第一三号
平成二六年 三月 二五日 条例第一九号 平成二七年 三月 二〇日 条例第三一号
平成二八年 三月 二五日 条例第一九号 平成三〇年 三月 二三日 条例第一七号
令和 二年 三月 二三日 条例第一一号 令和 三年 一〇月 一九日 条例第四〇号
令和 四年 一〇月 二一日 条例第三一号 令和 五年 一〇月 一七日 条例第三五号
令和 六年 一〇月 一八日 条例第三六号

千葉県医師修学資金貸付条例

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

（貸付けの対象）

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和三十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金

二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金

2 知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするものに対し、これらの修学資金に加算して、産婦人科コース修学資金を貸し付けることができる。

3 知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

全部改正〔平成二一年条例一八号〕、一部改正〔平成二二年条例一三号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和二年一一号〕

（貸付金額等）

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあっては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2 修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計

算した利息を付するものとする。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二二年一三号・二六年一九号・二七年三一号・二八年一九号・三〇年一七号〕

（貸付期間等）

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付けの申請及び決定）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し等）

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

一 死亡したとき。

二 退学したとき。

三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。

四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

（返還）

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

一 貸付期間が満了したとき。

二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号から第四号までに該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号〕

（返還の免除）

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

一 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。第三号及び第五号並びに次項において同じ。）を受け、かつ、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修を除く。以下同じ。）に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認め

た場合を除く。以下同じ。)を除く。

- 二 長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算して返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
 - 三 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
 - 四 産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの(県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。)が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。
 - 五 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は第一号及び第三号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間(この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。)を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修(知事が別に定める研修に限る。)その他の正当な事由により、県内において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたときの前項第一号から第四号までの規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。
 - 3 知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。

二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

三 前条第一項第五号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成二一年条例一八号・二六年一九号・二八年一九号・三〇年一七号・令和五年三五号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

一部改正〔平成三〇年条例一七号〕

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号・令和二年一一号・三年四〇号・四年三一号・五年三五号・六年三六号〕

(失効に伴う経過措置)

- 3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年三月二十日条例第三十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第十九号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日条例第十七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定（第八条第二項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和二年三月二十三日条例第十一号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年十月十九日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年十月二十一日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年十月十七日条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年十月十八日条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。